松江市告示第 212 号

松江市障がい者(児)通勤通学等交通費助成事業実施要綱(平成24年松江市告示第136号) の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

(助成対象経費及び助成額)

第4条 略

- (1) 平成24年4月1日から**令和5年3月 31日**までの間に、助成対象者が松江市コ ミュニティバスの定期券の購入に要し た費用(障がい者割引後の額で購入した ものに限る。)
- (2) 令和2年4月1日から**令和5年3月**31日までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満75歳未満の者にあっては、福祉サービスの適用を受けて5割減額後の額で購入したものに限る。)。

(助成の申請)

第6条 略

2 略

改正前

(助成対象経費等及び助成額)

第4条 略

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日から **令和 4 年 3 月 31 日**までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)
- (2) 令和2年4月1日から**令和4年3月**31日までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満75歳未満の者にあっては、福祉サービスの適用を受けて5割減額後の額で購入したものに限る。)。

(助成の申請)

第6条 略

2 略

- 3 略
 - (1) 令和5年3月1日以前 最終日から令和5年3月31日まで
 - (2)令和 5 年 3 月 2 日以降今和 5 年 3月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

様式第1号(第6条関係)

松江市障がい者(児)通勤通学等交通費助成申請書

略 申 (ふりがな) 請 者 略



晔

様式第2号(第6条関係)

証明願

様

(申請者)住所

氏名 略

証明書

略

(事業者)所在地

会社名

代表者

様式第3号(第6条関係)

通勤手当に関する証明願

略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

給与支払者

職

氏 名

様式第5号(第11条関係)

証明願

略

住所

氏名

略

3 略

- (1) 令和4年3月1日以前 最終日から 令和4年3月31日まで
- (2) <u>今和4年3月2日</u>以降 <u>今和4年3</u> 月1日から**令和4年3月31日**まで

様式第1号(第6条関係)

松江市障がい者(児)通勤通学等交通費助成申請書

略 申 (ふりがな) 請 者 **印**



様式第2号(第6条関係)

証明願

様

(申請者)住所

氏名 略

証明書

略

(事業者)住所

会社名

代表者

様式第3号(第6条関係)

通勤手当に関する証明願

略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

氏

給与支払者

職

名

印

即

印

様式第5号(第11条関係)

助成金等交付請求書

略

)住所

氏名

<u></u>

附則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。